

新年度を迎えました。保険関係に改定があります。5日清明, 20日穀雨, 29日昭和の日

1. April 改正情報・案内

1. 介護保険料率が先月改定され、今月の支払い給与計算時の設定に注意してください。労使折半のそれぞれが「0.565%」に改定。



2. <改正雇用保険法>

- ① 適用範囲の拡大・・・短時間労働者や派遣社員などの非正規社員の雇用保険の加入要件を、「1年以上の雇用見込み」から「6か月以上の雇用見込み」に改正。
- ② 雇用保険の受給要件で、雇い止め(その者が更新を希望したにもかかわらず、合意が成立するに至らなかった場合に限る<特定理由離職者>)の場合、6箇月以上(従前1年以上)で基本手当の受給資格を得られるものとし、特定受給資格者とみなして基本手当を支給します。<24年3月31日までの間>
- ③ 再就職困難者(特定理由離職者及び特定受給資格者に限る。)への失業給付日数の延長(60日分)→(条件あり。)
- ④ 雇用保険料率の引下げ(1.2%→0.8%)・・・21年度に限り

雇用保険料率 (平成21年度)			
	保険料率	事業主	被保険者
一般事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・清酒製造事業	13/1000	8/1000	5/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

⑤ 就業促進手当に関する暫定措置

基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものに対して支給する「再就職手当の額」は、基本手当日額に、支給残日数相当数に10分の4(従前3割)(支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものには、10分の5)を乗じて得た額となりました。常用就職支度手当の額は、基本手当日額に40(従前27)を乗じて得た額を限度として支給。<24年3月31日までの間>

⑥ 育児休業給付の改正・・・<平成22年4月1日から施行>

- 1 育児休業者職場復帰給付金を廃止し、育児休業基本給付金に統合し、育児休業給付金とします。
- 2 育児休業給付金の額は、被保険者が休業開始日に受給資格者となったとみなしたときに算定される賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の40(当分の間、100分の50)に相当する額とします。

3. 年度更新の手続は6月1日から7月10日までの間に変更されています。また、平成21年4月1日から労災保険率等が改定(一部業種の引き下げ)されるため、平成21年度の労災保険料の概算保険料の申告から、労災保険率が変更となります。詳しくは来月にご案内致します。

2. 名言名句

「どんな困難な状況にあっても、解決策は必ずある。救いのない運命というものは無い。災難に合わせて、どこか一方の扉を開けて、救いの道を残している。」
(セルバンテス)

3. 新助成金ワンポイント

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件が緩和されています。

① <判定基礎期間の末日が平成 21 年 3 月 13 日以降の給付率>

大企業 3 分の 2→[新]4 分の 3 中小企業 5 分の 4→[新]10 分の 9

ただし、この助成率の引き上げについては、以下の 2 点に該当する事業主が対象となっています。

1. 判定基礎期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から当該判定基礎期間の末日までの間(以下「基準期間」という。)において、事業所の被保険者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。
2. 派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であって基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。

② <時間外労働等相殺を廃止> 中小企業緊急雇用安定助成金では、休業を行う一方で時間外労働が行われていた場合には、その時間数を相殺するという仕組みでした。これは事業活動の縮小を余儀なくされ、休業または教育訓練を行う事業主が、休業等を実施する一方で時間外労働および休日の労働が行われることは一般的には考えられないということから行われていた取り扱いですが廃止されました。

4. データ・情報

① 派遣事業者の許可基準を厳格に 厚労省方針厚生労働省は、派遣業の許可制度を見直し、資産から負債を引いた額が 2,000 万円以上(従来は 1,000 万円以上)ない場合は派遣事業者として許可しないとする方針を明らかにした。1,500 万円以上の現金・預金の所持も求める。関連通達を改正し、2009 年 10 月から実施の予定。(3 月 27 日)



御殿場線特急「あさぎり号」↑

② ワークシェアリング導入企業に奨励金支給へ

厚生労働省は、「日本型ワークシェアリング」促進のための支援制度の原案を明らかにし、残業時間を削減して非正規社員の解雇や雇止めを回避した企業に対して「残業削減雇用維持奨励金」(仮称)を支給する方針を明らかにした。「雇用調整助成金」の中に新たな枠組みを作り、1 人当たり 20~45 万円を支給する考え。(3 月 26 日)

③ 厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定大学生の就職内定率(2/1 時点)を発表し、86.3%(前年同期比 2.4 ポイント減)と 5 年ぶりに悪化したことがわかった。高校生でも 6 年ぶりに悪化し 87.5%(同 1.9 ポイント減)となった。

④ 妊娠・出産、育児休業等の申出・取得を理由とする解雇など不利益取扱いに関する相談が増加傾向にあるとして、厚生労働省は 16 日、こうした事案への厳正な対応を労働局長に通達した。2008 年度(09 年 2 月末まで)の育児休業に関する不利益取扱いの相談件数は 1,107 件で、07 年度(882 件)と比べ約 25%増加。04 年度(521 件)と比べると 2 倍に増えている。妊娠・出産に関する相談件数も同様の傾向が見られる。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0316-2.html>

<T-HRM> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

先月は、WBC世界野球王者決定戦で日本は 2 連覇を果たし、日本中を沸かせました。セールなどで経済効果が 550 億円とか。景気低迷の流れの中で、日本野球の粘りは多くの人に感銘を与えたのでしょう。最後に大事な場面で活躍したイチローは、やはり運を持っているヒーローなのでしょう。他に活躍した稲葉選手もイチローとともに愛知県が生んだ名選手です。また、先月アメリカのゴルフ界ではタイガー・ウッズ選手が怪我からの復活優勝を果たしました。実力のある者が復活するというのは胸躍らされますし、そこにはドラマがあるものです。WBCで盛り上がり、地元選手が活躍した「日本一元気だった愛知県」も復活し更に活気づけば良いと願います。

北朝鮮が「4/4-4/8 の間」にロケット?ミサイル?テポドンを太平洋上へ向けて発射すると不穏な動きがありますが、確実に発射するようです。来週末までにはどうなっているかがわかります。日本に落下するという最悪の結果だけは避けて欲しいことと、その後の展開が大変な事態に向かわないことを切に願います。(3/31)